

令和8年第1回大洗町議会定例会

議事日程（第5号）

令和8年3月13日（金曜日） 午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第 3号 令和8年度大洗町一般会計予算
議案第 4号 令和8年度大洗町国民健康保険特別会計予算
議案第 5号 令和8年度大洗町後期高齢者医療特別会計予算
議案第 6号 令和8年度大洗町介護保険特別会計予算
議案第 7号 令和8年度大洗町地方卸売市場事業特別会計予算
議案第 8号 令和8年度大洗町営公園墓地事業特別会計予算
議案第 9号 令和8年度東茨城郡内町村及び一部事務組合公平委員会特別会計予算
議案第10号 令和8年度大洗町水道事業会計予算
議案第11号 令和8年度大洗町下水道事業会計予算
- 日程第 3 請願第 1号 「最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書」
採択の請願書
- 日程第 4 議案第36号 訴えの提起（大洗町立第一保育所敷地の所有権保存登記及び所有権移
転登記手続請求）
議案第37号 訴えの提起（大洗町立第一保育所敷地の所有権保存登記及び所有権移
転登記手続請求）
議案第38号 訴えの提起（大洗町立第一保育所敷地の所有権保存登記及び所有権移
転登記手続請求）

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（12名）

| | | | | | |
|-----|-------|----|-----|--------|----|
| 1番 | 飯田英樹 | 議員 | 2番 | 石山淳 | 議員 |
| 3番 | 関根健輔 | 議員 | 4番 | 小野瀬とき子 | 議員 |
| 5番 | 櫻井重明 | 議員 | 6番 | 伊藤豊 | 議員 |
| 7番 | 柴田佑美子 | 議員 | 8番 | 小沼正男 | 議員 |
| 9番 | 今村和章 | 議員 | 10番 | 勝村勝一 | 議員 |
| 11番 | 坂本純治 | 議員 | 12番 | 菊地昇悦 | 議員 |

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-----------------|------|----------------|------|
| 町長 | 國井豊 | 副町長 | 関清一 |
| 教育長 | 長谷川馨 | 秘書広報課長 | 小沼敏夫 |
| まちづくり推進課長 | 海老澤督 | 総務課長 | 清宮和之 |
| 税務課長 | 長谷川満 | 住民課長 | 小沼正人 |
| 福祉課長 | 田山義明 | こども課長 | 佐藤邦夫 |
| 健康増進課長 | 小林美弥 | 生活環境課長 | 大川文男 |
| 都市建設課長 | 田中秀幸 | 上下水道課長 | 大塚学 |
| 農林水産課長 | 中崎亮二 | 商工観光課長 | 住谷幸泰 |
| 教育次長兼 学校教育課長 | 深作和利 | 生涯学習課長 | 磯崎宗久 |
| 消防長 | 二階堂均 | 会計管理者兼 会計課長 | 本城正幸 |

事務局職員出席者

| | | | |
|------|------|------|------|
| 事務局長 | 高柳成人 | 議会書記 | 坂田智明 |
|------|------|------|------|

○飯田議長 おはようございます。

議場内でのカメラ撮影、野次、拍手につきましては禁止となっております。また、携帯電話をお持ちの方は、電源を切っていただくかマナーモードに設定してくださるようお願いいたします。

本日の会議は、インターネット上でのライブ配信を行うことと併せ、職員が広報・記録用として会場内の写真撮影をしておりますので、ご理解とご協力のほど宜しくお願いいたします。

開議 午前 9時30分

◎開議の宣告

○飯田議長 ただいまの出席議員は12名であります。

これより令和8年第1回大洗町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

○飯田議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第128条の規定により、5番 櫻井重明議員、6番 伊藤 豊議員を指名いたします。

◎議案第3号ないし議案第11号の委員会審査報告、質疑、討論、採決

○飯田議長 日程第2、議案第3号から議案第11号まで、令和8年度大洗町一般会計予算および特別会計予算を一括して議題といたします。

当初予算につきましては、3月5日から10日の間に総務常任委員会審査が行われ、議長宛に審査報告書が提出されました。

総務常任委員長から、審査の経過と結果の報告を求めます。4番 小野瀬とき子議員。

[4番 小野瀬とき子議員 登壇]

○4番 小野瀬とき子議員 本委員会に託された議案を審査した結果、下記のとおり決定したので、大洗町議会会議規則第78条の規定により報告します。

本委員会に託されました議案第3号から議案第11号、大洗町一般会計予算および特別会計予算について、審査の経過と結果を報告いたします。

本議案については、3月5日から10日まで本委員会を開催し、関係執行部の出席を求めて詳細にわたり審査を行いました。

令和8年度当初予算案審査にあたっては、厳しい財政環境のなかで持続可能な施策展開を目指し、重点事業への適正な資源配分が求められるなか、各施策の妥当性、財政の健全性、住民への影響を考慮し、審査をいたしました。

以下はその主な審議内容となります。

まちづくり推進課が担当する「財政健全化に向けた取り組み」につきましては、新ごみ処理施設の負担金や新消防庁舎建設事業などの大規模事業が予定されており、厳しい財政運営が続いていく見通しです。そのため、交付税措置のある有利な地方債の活用や事務事業の見直し等を積極的に行い、健全な財政運営に努めていくことを確認しました。

引き続き、スクラップアンドビルドの徹底を求めます。

総務課が担当する「地域活性化起業人事業」につきましては、特別交付税措置対象事業であり、限られた財源のなかで、民間企業のノウハウを持った社員を受け入れることで、町の課題解決や地域の魅力発信等に期待できると評価いたしました。

また、秘書広報課においては「地域活性化起業人事業」を活用し、ホームページやSNS、デジタルメディア等の各種媒体を通して戦略的に情報発信を行い、町のブランド価値向上を図っていくことを確認いたしました。

商工観光課が担当する、「インバウンド富裕層向け販売事業」につきましては、県内で訪日客が多い台湾を主なターゲットとし、大洗海上花火大会をはじめ、食を通じ文化・歴史を考察する「ガストロノミー」や漁業体験・せり見学等を取り入れるなど、体験型のツアー販売を行う事業です。行政だけではなく、町内消費に向けて商工観光業全体でインバウンドの受け入れ態勢の構築が必要との意見がありました。

健康増進課が担当する「医師確保支援事業補助金」につきましては、例年、医師2名の確保を予定しています。引き続き、医師不足とならないよう対応を求めます。

生活環境課が担当する「犯罪被害者等支援事業」につきましては、犯罪被害により死亡した方の遺族に対し、遺族見舞金30万円、重傷病を負った方に対し見舞金10万円が支給されます。また、居住困難となった場合、10万円を上限に転居費用が助成されることを確認いたしました。

消防本部が担当する「高規格救急車更新事業」につきましては、現在、常備車2台、予備車1台で運用しておりますが、常備車2台のうち1台を更新し運用することになります。町民の生命を守る大切な車両であり、引き続き、日常の点検・管理等を徹底し、適切な運用に努めていくことを求めます。

こども課が担当する「保育施設外国語活動員配置事業」につきましては、現在、外国語活動員を2名配置し、町内各保育施設5カ所、学童施設4カ所で活動しており、日常生活や遊びを通して英語に親しむ環境がつくられています。今後、本事業を継続していくにあたり、取り組みの効果の検証が必要との意見がありました。

学校教育課が担当する「学校給食費負担金」につきましては、令和8年度から小学校給食費（食材費分）の無償化が予定されています。食材費以外の部分では、調理業務委託料や水道光熱費等は町

が負担しています。食材費以外の部分も含め、町民への周知が必要との意見がありました。

生涯学習課が担当する「訪問型家庭教育支援事業」につきましては、地域人材を家庭教育支援員として登録していただき、家庭教育学級や就学時検診などの保護者が集まる場所に出向き、支援を行います。保護者の不安軽減や子育て力向上に期待いたします。

その他、本報告書に記載のない担当課におきましても活発な質疑が展開されておりますので、ここにご報告いたします。

以上、議案第3号 令和8年度大洗町一般会計予算並びに議案第4号から議案第11号 特別会計予算について、原案のとおり可決するものと決定した次第であります。

終始熱心に審査にあられた委員各位のご労苦に対しまして、心から敬意を表するとともに、審査にご協力をいただいた執行部各位に対し深く感謝申し上げます。

議員各位におかれましては、本委員会の決定に対し、ご賛同を賜りますようお願いを申し上げ報告を終わります。

令和8年3月13日

総務常任委員会委員長 小野瀬 とき子

○飯田議長 総務常任委員長からの報告が終わりました。

お諮りいたします。委員長報告につきましては、質疑を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○飯田議長 ご異議なしと認めます。よって、質疑を省略いたします。

次に、討論通告がありましたので、これを許可いたします。12番 菊地昇悦議員。

〔12番 菊地昇悦議員 登壇〕

○12番 菊地昇悦議員 日本共産党の菊地です。私は今議会に提案されました議案第3号 令和8年度大洗町一般会計予算、議案第4号 令和8年度大洗町国民健康保険特別会計予算、議案第5号 令和8年度大洗町後期高齢者医療特別会計予算について反対の意見を述べます。

まず、財政厳しいと聞こえるなかでの予算の編成にあたられました執行部の皆さんのご労苦に敬意を表するものでございます。

まず第一に一般会計ですが、特に注目したのが健康増進センターの指定管理の継続を行い、町民の願いに応えたことは評価すべきことだと思います。利用者の増加も見られるなかで、さらなる利用者増を期待したい、このように思っております。

次に注目したのは、大洗町プロモーション事業委託料であります。昨年同様1億5,000万円を計上しております。2カ年で3億円であります。1億円を超える事業としては、先に述べたゆっくら健康館の指定管理料が挙げられますが、事業内容については細かく調べ、事業実績も明らかにするなど、委託事業として取り組んできたことを承知しているところであります。

一方、プロモーション事業については、投下した財政が、どう大洗町に反映されるのか、どのような実績、前進が見られたのか、満足されるものではありませんでした。

一方、町民の健康を守る取り組みとして、白内障手術後の眼鏡の支援、難聴者への補聴器の支援

など予算化されていますが、これらは10万円というものであります。もっと利用されるような補助を考えてもよいのではないかという意見も出されました。1億5,000万円と比較しても、余りにも格差があり、財政が厳しいといわれるなかでの予算としては、納得できるものではありません。もっと町民に寄り添うべきではないでしょうか。

また、学校の給食の無償化についても、来月4月から小学校から始まりますが、中学校については、減額の取り組みも見られませんでした。

次に、収入について述べたいことがあります。

臨時財政対策債償還基金が新たに交付されました。臨時財政対策債の償還に充てるよう、減債基金に積み立てるよう基金費としています。もともと国の交付税の代替え措置として発行された地方債であります。今回、国から一部が税制の上振れが生じたとして送られてきたものですが、まだまだ送られていない額も大きなものがあります。町から借りているものを、もっと早く取り組んでいくべきであります。その意見を加えて反対の意見といたします。

次に、議案第4号 国民健康保険特別会計予算ですが、先ほど総務常任委員長から審査の報告がありました。国保会計は全会一致と報告されましたが、その後、精査し、賛同できない内容もあり、反対の討論を行うものであります。

賛同できないことは、何といても保険税が高すぎることで、物価高騰が続くなか、家計のより大きな負担となっていることであります。

先月2月に衆議院解散に伴う選挙が実施されましたが、選挙中の議論で、現役世代の被用者保険料が高すぎるということで、政策の大きな議論になりました。高すぎる、高すぎるとされていましたが、聞いていて国保税はそんなものではないと思ったことであります。支払い義務は使用者本人に対して、国保は世帯主であることも要因に挙げられております。令和8年度には、さらに子育て・子ども支援金加わり、負担はさらに重いものとなっています。全世界帯で子育て支援で負担するということで、出産一時金に対する地方交付税措置もやめるということも、その一つに挙げられます。国は一般会計から法定外繰り入れを実施している自治体に対し、早期に解消することを求めています。これは国保税の引き下げを抑えることに力を入れていることを示すものであり、ここにこそ力を入れるべきだと思います。

国は国庫負担金をやめ、支出金にかえ、長年にわたってその割合を下げ続けていること、まさに構造的な問題に手をつけないことが、高すぎる国保税の何よりの要因であることを強調し、反対の意見とするものであります。

次に、議案第5号 令和8年度後期高齢者医療特別会計について意見を述べます。

茨城県後期高齢者広域連合では、保険料の改定で引き上げがあり、さらに、ここでも子ども・子育て支援分加わりまして、10%以上の引き上げとなりました。正にこのご時世に、食料品の消費税を0にという議論が進むなかで、これでもかという引き上げがなされております。

後期医療制度は、高齢者が増加することによって医療費が増え、それが保険税に反映されるという、高齢者が年齢で囲われた制度となっています。

賦課額は80万円を85万円に改め、さらに子育て支援分ですが、これは児童手当の支給に要する費用に充てるために納付の義務を負うとされているものであります。もともと地方交付税での費用負担をしていたものを高齢者に回すという、そういう内容となっています。

以上で反対の意見といたします。

○飯田議長 以上で討論を終わります。

お諮りいたします。議案第3号 令和8年度大洗町一般会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○飯田議長 起立多数であります。したがって、議案第3号は、原案のとおり決しました。

続きまして、議案第4号 令和8年度大洗町国民健康保険特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○飯田議長 起立多数であります。したがって、議案第4号は、原案のとおり決しました。

続きまして、議案第5号 令和8年度大洗町後期高齢者医療特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○飯田議長 起立多数であります。したがって、議案第5号は、原案のとおり決しました。

続きまして、議案第6号 令和8年度大洗町介護保険特別会計予算について、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○飯田議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第6号は、原案のとおり決しました。

続きまして、議案第7号 令和8年度大洗町地方卸売市場事業特別会計予算について、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○飯田議長 異議なしと認めます。したがって、議案第7号は、原案のとおり決しました。

続きまして、議案第8号 令和8年度大洗町営公園墓地事業特別会計予算について、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○飯田議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第8号は、原案のとおり決しました。

続きまして、議案第9号 令和8年度東茨城郡内町村及び一部事務組合公平委員会特別会計予算について、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○飯田議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第9号は、原案のとおり決しました。

続きまして、議案第10号 令和8年度大洗町水道事業会計予算について、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○飯田議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第10号は、原案のとおり決しました。

続きまして、議案第11号 令和8年度大洗町下水道事業会計予算について、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○飯田議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第11号は、原案のとおり決しました。

◎請願第1号の上程、継続審査

○飯田議長 日程第3、請願第1号 「最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書」採択の請願書について議題といたします。

総務常任委員長から、目下、委員会において審査中の事件につきまして、会議規則第76条の規定により、お手元に配付しました文書のとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。総務常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

○飯田議長 異議がありますので、本報告の採決は起立採決により行います。

お諮りいたします。総務常任委員長申し出のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○飯田議長 起立多数であります。よって、請願第1号は、総務常任委員長申し出のとおり決しました。

◎議案第36号ないし議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○飯田議長 日程第4、議案第36号から議案第38号 訴えの提起（大洗町立第一保育所敷地の所有権保存登記及び所有権移転登記手続請求）について一括して議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。國井町長。

〔國井 豊町長 登壇〕

○國井町長 議案第36号から議案第38号 訴えの提起（大洗町立第一保育所敷地の所有権保存登記及び所有権移転登記手続請求）の3件につきまして、一括して提案理由をご説明いたします。

本案3件につきましては、大洗町立第一保育所敷地に存在する個人名義の土地の時効取得等による所有権保存登記及び所有権移転登記手続を求める訴えの提起について、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、議案第36号から議案第38号の議案3件につきまして、提案理由をご説明いたしましたが、詳細につきましては、お手元の議案書等によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

○飯田議長 提案理由の説明は終わりました。

これより議案第36号 訴えの提起（大洗町立第一保育所敷地の所有権保存登記及び所有権移転登記手続請求）について質疑を行います。2番 石山 淳議員。

○2番 石山 淳議員 議案第36号から38号についてお伺いをいたします。

不動産の取得時効って10年または20年だと思いますけども、期間については大丈夫かと思えます。一点確認なんですけど、今見えている第一保育所の敷地内の全部ということで捉えてよろしいのかお伺いいたします。

○飯田議長 清宮総務課長。

○清宮総務課長 議員のご質問にお答えいたします。

議員のお申しのとおり、今の第一保育所の所有地3筆を時効取得するという訴訟を起こす予定でございます。

○飯田議長 2番 石山議員。

○2番 石山 淳議員 それとですね、もう一点、この取得に係るですね裁判の費用をお伺いいたします。

○飯田議長 清宮総務課長。

○清宮総務課長 議員のご質問にお答えいたします。

裁判の経過、どのぐらいの期間がかかるかにも裁判費用は左右される場所だと思いますけども、今我々が想定しているところでございますと、1筆当たり30万円程度の経費がかかるのではないかと、ですので、合計3筆ですので約100万円前後の経費を想定しているところでございます。また、これがうまくいかずですね、違う方法の訴訟を起こすという場合も想定されますので、その場合、二段階の方法になる可能性もありますので、100万から200万円という間の、そのぐらいの、概算ですけどね、本当に概算ですけども、そのぐらいの経費を予定しております。以上でございます。

○飯田議長 他。11番 坂本純治議員。

○11番 坂本純治議員 共通してですね、この文面読んでみますと、和解という言葉が入っておりますけども、相手が特定できてないという前提があるなかで、その和解という相手はどこを指すのでしょうか。とりあえず裁判をするにあたって文言として入れなければならないのかどうかちょっと不明なんですけど、確認のためにお尋ねをします。

○飯田議長 清宮総務課長。

○清宮総務課長 議員のご質問にお答えいたします。

この場合、現実的に相手が不確定な相手と裁判をするということですので、和解があるとすれば裁判官のほうで指定した管理人との和解ということになると思いますけども、現実的に和解で解決する案件ではございませんので、一応この裁判を起こすにあたって、一応和解という、要は裁判的な用語を入れておくことも一つ重要なところで、どういう形で和解になるかというのちょっと裁判をやってみないとわかりませんので、一応和解という解決方法も一応提案させていただいているというのが現実的なところではございます。以上です。

○飯田議長 11番 坂本純治議員。

○11番 坂本純治議員 わかりました。今までもですね、例えば所有者不明の場所があった場合に、町の公共施設の例えば道路にするとかがあって、そういう場所があった時には、同じだけの部分を他に確保しておいて、未登記のまま置いてあるというのが過去にあったと記憶しております。そういうその方法というのが、その和解という流れがもしあった場合に、その相手がしっかりとしていないけども、それと同じだけの部分の土地をどこかに町は確保しなければならないということが、昔、道路を拡幅する時に、今、NTTの脇のとこが空いてますけども、あそこの部分が確かそういうところに当たったのではないかなというふうに記憶しておりますけども、そのあたりのほうの調査はどういうふうになってるか、これは可能性の問題なんですけども、そういったものは今までの流れとはちょっと違ったんで、確認の上で再度お尋ねをして終わります。

○飯田議長 清宮総務課長。

○清宮総務課長 議員のご質問にお答えいたします。

この場合ですね、裁判の、私どもが原告で、誰々外何名があくまでも被告になるわけでございまして、現実的に誰々外何名は非常に不確定で、我々は確定ができないと。要は裁判の相手方が確定ができないというところで、裁判のというか、裁判の流れといたしましては、裁判所のほうがですね、公示送達をすると、要は誰々外何名様、大洗町からこういう訴状が出てますよというふうに公示送達をします。相手がないので、で、公示送達をして、欠席裁判で行われるというのが一番最短パターンで、これは我々が今理想としている流れなので、ここでいう和解というのは、ここはちょっと出てこないのかなと思いますけども、仮にいろんなものを想定して、これで相続人が多分一人でも二人でもこの裁判内で出てきちゃうということは、ほぼ無いですけども、それも想定して一応和解とかというような文言を入れているんだろうというふうに、入れているんだろうというか入れた次第でございます。ですので、今回の訴訟を起こすにあたりましては、今回は最短ルートをちょっと通ってみようと、時間も無い、ご承知のとおり裁判には時間がかかりますので、下手すると1年、2年というような長いスパンも想定されるところで、第一保育所の閉鎖というのも決まってはいるところでございますので、何とかそこまでにはその跡地をですね、きれいな形で町有地というような形にして、閉園のですね、以降の町有地の有効活用というものをやるにあたっては必ず必要な手続だというように我々は認識しておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。宜しく願いいたします。

○飯田議長 私、先ほど36号についての質疑というふうに申し上げたんですが、36、37、38、一括で質疑受けさせていただきます。宜しく願いいたします。10番 勝村勝一議員。

○10番 勝村勝一議員 課長、ちょっとお尋ねしますけども、昭和29年でやってもう70年以上経って、役所にその一番最初の書類なんて残ってますかね。あそこお墓だったんだよね。それを一括して今、共同墓地に移したと思うんだけど、その経過なんてわかるあれ、書類なんかありませんか。課長、すいません。

○飯田議長 清宮総務課長。

○**清宮総務課長** 議員のご質問にお答えいたします。

我々もこれにつきましてはですね、車庫の上の倉庫までいきまして、大変なちょっと時間を、大変なというか大変な作業でちょっと古文書を読み解くような作業をいたしましたところ、ちょっと日付はともかく、日付入ってないんですけども、旧磯浜町の時代に、昭和28年のデータになるかと思うんですけども、その時に墓地敷と交換をというか、移転をして、第一保育所の宅地としたというような資産台帳のほうが、写しが出てまいりましたので、それをもってでしか私どもはいつ頃この墓地敷の上に第一保育所が建てられるというような意思決定がその頃、磯浜町の時点で多分されたものであって、実際にこの設管条例が作られたのは大洗町として合併してからの話なんです、行政としての意思決定としては多分というかこの資料を見る限りは旧磯浜町時代に第一保育所をあそこに建てようというような意思決定がされたというような資料は残ってございました。以上です。

○**飯田議長** 10番 勝村議員。

○**10番 勝村勝一議員** 経過としてそういう事情があるので、先住としてね、町が第一保育所として使用して35年経過してますので、全然問題ないと思いますし、町の所有権が優先するのではないかなと思うんですが、課長、そこら辺の見解いかがですかね。

○**飯田議長** 清宮総務課長。

○**清宮総務課長** 議員のご質問にお答えいたします。

時効取得の要件というのが大きく分けて三つございまして、まず、所有の意思が明確であることと、これは所有者として排他的に支配というか、一つの土地を支配しようとする意思がありますと。あその土地を我々は第一保育所として使っていたというような明確な意思があるというのがまず一つ。

次にですね、2番目といたしましては、平穏かつ公然と占有していたことと。そこは前の地権者ともトラブルが無くですね、占有していたことを隠していないと、公然と所有をしていましたというのが2番目の要件。

3番目の要件といたしましては、一定期間所有していたことと。それは先ほど議員おっしゃったとおり、今度の保育園の場合は10年だというふうに解釈しておりますが、場合によっては20年になるケースもありますが、いずれにしても年数もクリアしているというところで、一般的な時効取得の概念というか要件には満たしているというように認識しているところでございます。宜しく願いします。

○**飯田議長** 10番 勝村議員。

○**10番 勝村勝一議員** 課長、ありがとうございます。一般的からいうと、さっき言ったとおりに、昔の判例だと、35年以上黙って使っても自分のものなります。相手から訴訟起こしてないわけだから、そういう見解があるので全然問題ないと思いますので、粛々とやっていただきたいなと思って質問終わりますけども、今後とも一生懸命頑張ってくださいをお願いしたいなと、宜しくお願いします。終わります。

○**飯田議長** 他。12番 菊地昇悦議員。

○12番 菊地昇悦議員 財産に関することですので、これが今日提出された、あえて今日提出したというのは、どういう理由からなんでしょうか。3日からこの議会が始まっておりまして、その期間でも提案して、十分に議会のほうでも重要な案件でありますので審議できたと思うんですが、この最終日にあたってね、出したのはどういう理由からなんでしょうか、伺います。

○飯田議長 清宮総務課長。

○清宮総務課長 議員のご質問にお答えいたします。

私どもも当初、議会初日の提出を目標に事務的には進めてまいったところでございますけれども、議会初日までにはですね、先ほど勝村議員からご質問があったとおり、そこに建物が建った根拠ですか、あとは私どものリーガルチェッカーとの打ち合わせで、本当にどのぐらい勝算があるのかなのかというところでいろいろ議論があったところで、じゃあこれを6月までいろんな引っ張る意味ってあるのかというような議論になりまして、できるだけ私どもは早急に、年度が明けて早急に進めたいというところで、じゃあ準備が、この数日の間にですね、言ってみれば整ったというところで、この最終日に提案させていただきまして、年度当初からすぐに動けるような形をとりたいというところで今日の追加提案というふうな形をとらせていただいたことにご理解をいただきたいと思っております。宜しくお願いいたします。

○飯田議長 12番 菊地議員。

○12番 菊地昇悦議員 非常に重要な案件だという自覚で今日ね、出した。しかも、その初日にあたっても様々な資料を調査したということですけど、そうならば、なおさらその事前にね、これは大事で、4月からのことを考えるというならば、もう2月からとか、あるいは1月から調査して、しっかりとこの議会初日にでもね提案するというのが当たり前のやり方じゃなかったのかなというふうに思うんですよね。それを吹っ飛ばして、あえて最終日に提案したということは、十分な調査する時間がね、議会側にも無いと。執行部のほうでは様々調査したんでしょうけども、そういう期間をやっぴりもっと保証すべきじゃなかったかなというふうに思います。一応説明はされましたのでね、だけでも、生煮えのこの消化ですよ、私からすればね、そういうことを述べて終わります。

○飯田議長 11番 坂本純治議員。

○11番 坂本純治議員 最後にちょっと一つだけお尋ねしたいんですけども、このような案件というものは他にも該当するようなものというのはあるんでしょうか。これはちょっと私事が一つ入るんですけども、以前にいわゆる国調ですよ、国土調査やってるなかで、とある県道となってるなかに私のおじいさんの土地が1坪ぐらいポツンとあったのを何か建設関係のほうから連絡来ましたけど、それは放棄しましたけども、多分その昔って結構雑だったというか、しっかりとしない時期があったと思いますけども、それを今引きずって、今、國井町長なって整理してるんでしょうけども、他にそういったような該当するようなものってのはあるんでしょうか。あればお答えいただいて、無ければそのまま無いですよ結構ですから、お願いします。

○飯田議長 坂本議員、これ今回のやつとはまた別の話ですから、よろしいですか。——はい、はい。——何かもし答えがあるんならば——。清宮総務課長。

○清宮総務課長 議員のご質問にお答えいたします。

公共施設の下というか、土地がですね、町名義でないものというのは、ある意味何件かございます。それが民間なのか、また、同じようなケースなのかというのはございますけれども、必ずしも公有財産が建っているところが町有地でないというところは、この第一保育所以外にもあることは事実でございます。ただ、他の、墓地敷の場合はこういう手続になってしまいますが、墓地敷でないところは、相手が今度はいるパターンですので、今回のような複雑なといいますか、ちょっと相手がないなかでの裁判ということにはなっていないんだろうとは思いますが、その公共施設のですね在り方というか、今後の統廃合にも関係する意味合いが非常に大きいですので、底地という意味では。そこはケースバイケースで、この土地はこうなってるんで、こういうふうな対処をとっていきましょうというような形で適正な対処をしていきたいと存じておりますので、宜しくお願いいたします。

○飯田議長 他、よろしいですか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○飯田議長 以上で質疑を終了いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第36号 訴えの提起（大洗町立第一保育所敷地の所有権保存登記及び所有権移転登記手続請求）について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○飯田議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第36号は、原案のとおり決しました。

お諮りいたします。議案第37号 訴えの提起（大洗町立第一保育所敷地の所有権保存登記及び所有権移転登記手続請求）について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○飯田議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第37号は、原案のとおり決しました。

お諮りいたします。議案第38号 訴えの提起（大洗町立第一保育所敷地の所有権保存登記及び所有権移転登記手続請求）について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○飯田議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第38号は、原案のとおり決しました。

◎閉会の宣告

○飯田議長 今期定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。

議員並びに執行部のご協力に対し厚く御礼申し上げます。

以上をもちまして、令和8年第1回大洗町議会定例会を閉会といたします。

各位大変ご苦労様でした。

閉会 午前10時11分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員